

Q 県税の減免制度はありませんか？

A 県税の減免制度について

(1)制度の適用について

- ・税の減免は、天災その他特別の事情がある場合において、税の減免を必要と認める者その他特別の事情がある人に限り、これを行うことができるものとなっています。
- ・税の賦課、徴収においては、納税者の方それぞれの事情に応じた納税相談を実施しているので、事情のある方については、県税事務所に相談をお願いします。（個人県民税については、市町村が課税していますので、市町村の税務担当課にご相談ください。）

(2)制度の内容について

- ・減免制度については、「県税ガイドブック」、「個人事業税のあらまし」、「不動産取得税のしおり」などのちらしやリーフレットを作成し、県税事務所窓口に配置してあります。また、インターネット上でも掲載しておりますので、ご覧ください。

減免制度の概要は次のとおりです。

個人市町村民税・個人県民税

①天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者

納税者の家屋又は家財につき震災、風水害、火災等の災害により甚大な損害を受けた場合、病気にかかった場合又は盗難に遭った場合等

②公私の扶助を受ける者

生活保護法の規定による保護（1月1日現在において生活扶助を受けている者は非課税）等の公の扶助を受けている者、公的扶助に準じて考えられるような扶助、例えば社会事業団による扶助を受けている者等

③その他特別の事情がある者

失業又は倒産等によりその年の所得が皆無となった者又は甚だしく減少したため生活が著しく困難になったと認められる者等

※個人県民 税の減免については、市町村が条例で定めた市町村民税の減免と同様に取り扱われます。詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。

個人事業税

①天災その他の災害により自己又は自己と生計を一にする親族の所有する資産に損害を受けた者

②貧困により生活のための公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者

- ・生活保護法に規定する保護を受けている者
- ・事業主の死亡によって事業を廃止した等により、個人の事業税の納付が著しく困難であると認められる者

不動産取得税

①天災その他の災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した者

②取得した不動産がその取得の直後に天災その他の災害により滅失又は損壊した場合における当該不動産を取得した者

③上記のほか、公益その他特別の事情により知事が減免を認めた者

自動車税

①天災その他の災害により自己の所有する資産に損害を受けた者

②医療法第31条に規定する公的医療機関を開設する者で規則で定めるもの

- ③身体障がい者若しくは精神障がい者又は身体障がい者で年齢18歳未満のもの若しくは精神障がい者と生計を一にする者
- ④構造上身体障がい者又は精神障がい者の利用に専ら供するための自動車を所有する者
- ⑤上記のほか、公益その他特別の事情により知事が減免を認めた者

